

議案第46号

新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、新居浜市、西条市及び四国中央市における消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり規約を定め、協議会を設置する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市が共同で設置する消防指令に係る施設の整備及び運営に関す

る事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市消防防災合同庁舎内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員9人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、新居浜市消防本部消防長の職にある者をもって充て、副会長は、西条市消防本部消防長の職にある者及び四国中央市消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（職員）

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ関係市の消防長の推薦に基づき、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、関係市の消防長と協議の上、これを解任することができる。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理す

るために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員の総数の半数以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、会長、副会長及び委員の総数の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議によりこれを定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会が担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、担当事務に関する新居浜市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を関係市の条例等とみなして、担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 新居浜市長は、担当事務に係る新居浜市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を西条市長及び四国中央市長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市が協議して別に定める負担割合によるものとする。

3 西条市及び四国中央市は、第1項の規定による負担金を新居浜市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する新居浜市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、令和6年7月9日から施行する。

提案理由

新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会を設置することについて西条市及び四国中央市と協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 （省 略）

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 （省 略）